

武蔵村山市教育委員会公の施設の 指定管理者候補者について（報告）

（武蔵村山市総合体育館及び体育施設）

令和4年10月

武蔵村山市教育委員会公の施設の
指定管理者候補者選定委員会

目 次

はじめに	1
I 審査の経過	2
1 対象施設	2
2 募集及び審査の経過	2
3 申請状況	2
II 審査の結果	3
1 審査の方法	3
2 審査の結果	4
3 審査の講評	6
III 参考資料	7
1 指定管理者募集要項	7
2 選定委員会設置要綱	2 4
3 選定委員会委員	2 6
4 選定委員会選定要領	2 7

はじめに

本報告書は、武蔵村山市総合体育館及び体育施設（以下「総合体育館等」という。）の指定管理者候補者の選定に関し、武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における審査の経過及び結果等について報告するものです。

総合体育館等においては、平成20年4月1日から指定管理者制度を導入しており、現在の協定が令和5年3月31日で終了することとなっています。

そこで、今般、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間の管理運営を指定管理者に委ねるため、令和4年7月に指定管理者の公募を行い、その結果、1団体から応募がありました。

選定委員会は、公募に応じて申請をした団体（以下「申請団体」という。）を指定管理者候補者として選定し教育委員会に報告するため、武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成19年武蔵村山市教育委員会訓令（甲）第1号）に基づき設置されたものです。

選定委員会の会議は、令和4年9月14日（水）及び同年10月7日（金）に開催し、申請団体から提出された申請書、事業計画書その他の書類及びプレゼンテーションを踏まえた審査を行い、評点の合計が過半点を超えた団体を指定管理者候補者として選定しました。

ここに、申請団体に深く感謝しますとともに、選定された団体には、指定管理者として提案内容に沿った十分な成果をあげられるよう期待します。

令和4年10月

武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会

委員長	池谷光二
職務代理者	諸星裕
委員	神子武己
委員	鳥海純子
委員	岩瀬成朋
委員	水原由明
委員	山本和輝

（順不同）

I 審査の経過

1 対象施設

武蔵村山市総合体育館等（武蔵村山市岸三丁目45番地の6外）

2 募集及び審査の経過

期 日	経 過
令和4年7月 1日(金)	ホームページ等で公募開始、募集要項の配布開始
令和4年7月 7日(木)	現場説明会の開催 ※2団体出席
令和4年7月 1日(金)～ 令和4年7月14日(木)	質問書の受付 ※受付なし
令和4年7月29日(金)	質問書への回答 ※受付なし
令和4年8月 8日(月)～ 令和4年8月18日(木)	指定申請の受付 ※1団体申請
令和4年9月14日(水)	第1回選定委員会 1 委員長職務代理者の指名について 2 選定委員会の会議の取扱い等について (1) 選定委員会の会議の非公開 (2) 選定委員会選定要領の制定 (3) 選定委員会の会議の進め方等 3 総合体育館等の指定管理者候補者の選定について (1) 募集の経過等 (2) 書類による審査(第1次) 4 その他
令和4年10月7日(金)	第2回選定委員会 1 総合体育館等の指定管理者候補者の選定について (1) 第2次審査(プレゼンテーション)の実施 (2) 審査及び選定(採点・選定・講評) 2 報告書(案)の検討について 3 その他

3 申請状況

次の団体から指定申請書の提出がありました。

- ・ フクシ・オーエンス共同事業体

II 審査の結果

1 審査の方法

選定委員会では、武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定要領に基づき、申請団体の名称を明らかにした上で、当該団体から提出された申請書、事業計画書その他の書類（以下「提出書類」という。）の内容確認による第1次審査の後、申請団体による提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション）及び質疑応答による第2次審査の2段階の審査を経て選定を行いました。

選定に当たって、申請団体が1団体のため第1次審査では申請団体が募集要項に示された応募資格等を満たしているかどうかの提出書類の確認を行い、当該団体を第1次審査通過団体としました。

第2次審査については、第1次審査通過団体による、提出書類の内容に関するプレゼンテーションを30分以内で行い、引き続き10分程度の質疑応答を行いました。

その後に、各委員が審査基準に基づき個別の採点（20項目・各5点満点）を行い、各委員の採点を審査基準の項目ごとに集計した点数を委員の数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入する。以下「評点」という。）を基に、審査基準値の項目ごとに点数の妥当性を委員の合議により検討し、評点の合計が過半点を超えたため指定管理者の候補者として選定しました。

[応募資格等]

(1) 応募資格

総合体育館等又はこれに類する施設における管理業務の実績を有する法人その他の団体（法人格の有無は問わず、共同事業体も可とする。）であって、東京都のうち区部を除く地域に本店、支店、営業所又は事業所を有するものとする。

(2) 応募制限

法人その他の団体又はその代表者が次に掲げる事項のいずれかに該当する団体は、応募することができない。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続を開始している法人
- ② 役員に破産者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいるもの
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市において一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- ⑤ 地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含

- む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの
 - ⑦ 国税、地方税を滞納しているもの

2 審査の結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を総合体育館等の指定管理者候補者として選定しました。

指定管理者候補者	フクシ・オーエンス共同事業体
	所在地：東京都江東区大島一丁目9番8号
	代表企業：株式会社フクシ・エンタープライズ
	代表取締役 福士 朝尋

武蔵村山市総合体育館等指定管理者候補者第2次審査の審査結果

審査基準	配点	評点
		フクシ・オーエンス共同事業体
1 適正な管理運営が確保されるものであること。	25点	小計 18.1点
(1) 団体の法人の経営方針、経営理念が総合体育館等の管理運営にふさわしいものか。	5点	4.0
(2) 市民の平等な利用が見込めるか。	5点	3.7
(3) 施設利用者の増加のための取込みは積極的か。	5点	3.7
(4) 管理運営業務全般について、自らチェック・評価する仕組みは適切か。	5点	3.0
(5) 情報公開、個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。	5点	3.7
2 総合体育館等の効用を効果的に発揮させるものであること。	25点	小計 17.9点
(1) 利用促進に向けた取り組みは適切か。	5点	4.0
(2) 利用者に対するサービス向上策は適切か。	5点	3.7
(3) 利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。	5点	3.6
(4) 苦情受付及び危機管理（防災、防犯、その他緊急時の対応）体制が整備されているか。	5点	3.6
(5) 自主事業の計画内容は適切か。	5点	3.0
3 管理運営の効率化を図るものであること。	20点	小計 13.6点
(1) 総合的に収支予算（5年間）が適切で、管理運営の効率化が図られる見込みがあるか。	5点	3.3
(2) 経費節減のための方策は適切か。	5点	3.6
(3) 収入増加のための方策は適切か。	5点	3.3
(4) 管理運営経費の設定は適切か。	5点	3.4
4 管理運営を安定して行う能力を有するものであること。	20点	小計 14.5点
(1) 法人等の経営・財務状況は健全か。	5点	3.4
(2) 施設の管理業務に係る職員体制（基本方針・人員配置・採用・研修計画等）は十分なものか。	5点	3.6
(3) 指定管理業務のうち第三者に行わせる業務の範囲は適切か。	5点	3.6
(4) 体育・スポーツ活動の普及・支援に関する実績又は類似施設の管理運営実績は良好か。	5点	3.9
5 施設運営に対する熱意があり、体育、スポーツ及びリクリエーションを通じて、地域振興に積極的な役割を果たすものであること。	10点	小計 7.1点
(1) 市、スポーツ団体等との連携・協力により地域の活性化が期待できるか。	5点	3.7
(2) 施設運営及びスポーツイベントにおける市内事業者の活用が期待できるか。	5点	3.4
合計点数	100点	71.2点

3 審査の講評

本選定委員会において、厳正な審査を行った結果、各委員の評点の合計が過半点を超え、また審査基準の項目ごとの小計が、いずれも満点の10分の3以上という条件を満たしているため、申請団体を武蔵村山市総合体育館等の指定管理者候補者として選定いたしました。

選定した団体は、

- ①コロナ禍の現状を踏まえ、施設ごとの混雑状況を可視化するシステムの導入
- ②利用者の利便性の向上のため、自主事業として行う各種教室のWEB予約システムの導入

といった魅力的な提案がなされておりました。

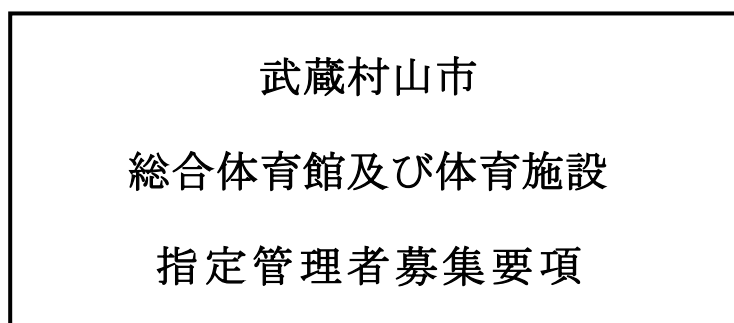
また、申請団体の代表企業については、これまで3期15年にわたり当該施設の管理運営を行ってきた実績があり、その経験を生かしてより効率的な施設の運営が期待できる点等についても評価いたしました。

しかし、現指定管理期間において、コロナ禍であるとは言え、利用者数や収支が伸び悩んでいる点や、市への報告書等の誤表記の事例が報告されている点等については、改善の余地があり、今後はより効率的で慎重な管理運営を期待します。

今回の指定管理者候補者の選定において、フクシ・オーエンス共同事業体を指定管理者候補者として選定することにより、これまでの総合体育館等の管理運営の経験を生かして、全ての利用者が安心して利用できる施設運営と、武蔵村山市のスポーツ振興の一翼を担うことを期待し、講評といたします。

Ⅲ 参考資料

1 指定管理者募集要項



武蔵村山市教育委員会

武蔵村山市総合体育館及び体育施設 指定管理者募集要項

公募の趣旨

武蔵村山市（以下「市」という。）では、武蔵村山市総合体育館（以下「総合体育館」という。）及び武蔵村山市体育施設（以下「体育施設」という。）の管理運営について、利用者サービスの向上及び効率化を図るため、平成20年度から指定管理者制度を導入しており、現在の協定が令和5年3月で終了するため、武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年武蔵村山市条例第20号）第2条の規定に基づき、総合体育館及び体育施設の管理運営を一括して行う法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）を公募します。

なお、本要項は募集に関する基本的な事項を記載しており、詳細な業務内容については、別紙「武蔵村山市総合体育館管理業務仕様書」、「武蔵村山市体育施設（野山北公園プール除く。）・管理事務所管理業務仕様書」及び「武蔵村山市野山北公園プール管理業務仕様書」を参照してください。

第1 施設の概要

1 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
総合体育館	武蔵村山市岸三丁目45番地の6
総合運動公園運動場	第1
	第2
	第3
野山北公園運動場	武蔵村山市本町五丁目31番地の1
雷塚公園野球場	武蔵村山市学園四丁目4番地
雷塚公園庭球場	武蔵村山市学園四丁目4番地
大南公園野球場	武蔵村山市緑が丘2,542番地
大南公園庭球場	武蔵村山市緑が丘2,542番地
大南公園体育施設管理事務所	武蔵村山市緑が丘2,542番地
三ツ木庭球場	武蔵村山市三ツ木一丁目20番地の9
野山北公園プール	武蔵村山市本町五丁目31番地の1

2 施設の設置目的と市の動向

総合体育館及び体育施設は、体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するとともに、市民がスポーツを共に楽しみ、市民相互の連帯意識を高め、市民自ら健康づくりを行うことにより、生涯を通じて、健康で明るく心豊かな生活を送ることができることを目的に設置したものである。

また、市では、スポーツへの関心を継承・発展させ、スポーツを通じて市民が豊かで健康的な生活を営むことにより、賑わいと活力のあるまちづくりを進めるため、平成26年10月5日に「スポーツ都市宣言」を行った。

3 施設の規模等

(1) 総合体育館

建 物	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造・地上2階・地下1階 建築面積 3,437.70 m ² 延床面積 5,537.05 m ²				
敷地面積	27,920.00 m ²				
設置年月日	平成15年1月18日				
施設の概要	階	施設名	規模	用途等	
	地下 1階	第一体育室	1,900 m ²	バスケットボール2面、バレーボール3面、バドミントン8面、観客席155席、本部室1室。音響設備、照明設備あり。	
		プレイヤーズラウンジ	70 m ²		
	1階	エントランスホール	90 m ²	総合案内窓口、自動券売機、電話コーナー	
		幼児体育室	70 m ²	幼児の自由遊び（保護者同伴）	
		卓球スペース兼選手控室	210 m ²	卓球台3台（卓球スペースの下部にロールバックチェア135席を収納）	
		ランニング走路	160m	1周160m	
		男・女更衣室	160 m ²	ロッカー男・女各150	
	2階	第二体育室	250 m ²	剣道、空手、軽体操、ダンス等。音響設備あり。	一体利用可能
		第三体育室	250 m ² (98畳)	柔道、合気道等。音響設備あり。	
		トレーニング室	160 m ²	マシン16種類・29台	一体利用可能
		健康相談室	30 m ²	少人数での会議等	
		会議室1	70 m ²	会議、研修会等	
		会議室2	70 m ²		
	屋外	駐車場	104台（一般102台、身体障害者用2台、総合運動公園運動場第三と共用）		
		駐輪場	屋根付1か所160台		
		ランニング走路	1周450m		
		健康遊具	ベンチ、ステップ、腹筋台、平均台、平行棒、雲梯、ジャンプタッチ、垂直はしご、棒跳び越し、懸垂		

(2) 管理事務所

施設名 (設置年月)	面積(m ²)	用途・規模	付属設備
大南公園体育施設管理事務所 (S55. 7)	136.67	大南公園体育施設の管理、運営に関すること。	鉄骨造、84.70 m ² 給湯設備、男女トイレ

(3) 体育施設

施設名 (設置年月)	面積(m ²)	用途・規模	付属設備
総合運動公園運動場 (第一：S58.4) (第二：S63.4) (第三：H15.1)	第1	野球場 ◇フィールド 内野：3,109 m ² 外野：10,768 m ² 右翼=92m 左翼=98m	◇観客席 1、3塁側各72席(計144席)、外野64席 ◇管理棟 事務室、ミーティングルーム、医務室、更衣室、男女トイレ。述べ床面積149 m ² ◇屋外トイレ(2棟)31 m ² ◇放送設備 ◇駐車場 58台(総合運動公園運動場第二と共用)
	第2	陸上競技場 ◇フィールド 走り幅跳び、砲丸投げ、サッカー1面等、多目的グラウンド ◇トラック 1周300m6コース 100m直走路7コース	◇本部席棟 鉄筋コンクリート壁。延べ面積27 m ² ◇倉庫棟 鉄骨造、104 m ² ◇便所・シャワー室棟 鉄筋コンクリート 57 m ² ◇屋外トイレ 12 m ² ◇駐車場2台(身体障害者用)
	第3	少年野球 ◇フィールド 両翼70m	◇屋外便所 52.50 m ² ◇ダッグアウト(2棟)50 m ² ◇散水設備(4基)
野山北公園運動場 (S52.7)	6,656.00	多目的グラウンド	◇駐車場 103台(身体障害者用3台を含む。野山北公園プール、かたくりの湯と共用)
雷塚公園野球場 (S44.3)	7,817.65	野球場 ◇フィールド 両翼=81.5m センター=93.5m	
雷塚公園庭球場 (S44.3)	2,138.85	ソフトテニス ◇フィールド クレーコート3面	
大南公園野球場 (S48.4) *夜間照明施設 S54設置	7,161.43	野球場 ◇フィールド 両翼=81m センター=97m	◇夜間照明設備 4基 200LX~500LX
大南公園庭球場 (S48.4)	2,117.67	テニス ◇フィールド クレーコート3面	
三ツ木庭球場 (H25.11)	2,384.37	テニス ◇フィールド オムニコート2面	◇駐車場13台(身体障害者用1台を含む。) ◇便所棟・倉庫39.09 m ²
野山北公園プール (S52.7)	3,425.17	◇25mプール 長さ25m、幅13m 水深1.0~1.2m ◇幼児用プール 長さ13m、幅13m 水深0.37~0.60m	◇管理棟 鉄骨造、76.05 m ² ◇更衣室 鉄骨造、177.54 m ² ◇ロッカー 570人分

※ (1)、(2)及び(3)の運営状況は、別紙「武蔵村山市総合体育館及び体育施設収支状況表」を参照すること。

第2 管理運営の条件

1 管理運営の基本方針

- (1) 施設の設置目的を最大限に実現することを目指し、関係法令、条例、規則等を遵守し、適切な管理運営に努めること。
- (2) 公の施設としての役割を十分に認識し、サービスの提供に当たっては公平な取扱いをすること。
- (3) 創意工夫により、質の高いサービスの提供に努めて利用者へのサービスの向上を図るとともに、費用対効果の高い効率的・効果的な管理運営に努めること。
- (4) 個人情報の保護を徹底すること。

2 指定予定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者が行う業務

- (1) 総合体育館及び体育施設（以下「総合体育館等」という。）の運営に関すること。
- (2) 総合体育館等の利用の許可及び利用の制限等に関すること（予約管理は、武蔵村山市公共施設予約システムを運用すること。）。
- (3) 総合体育館等の施設、設備及び物品の維持及び保全に関すること。
- (4) 総合体育館等の清掃その他環境整備に関すること。
- (5) 市が行う主催事業、共催事業、後援事業、協賛事業及び総合型地域スポーツクラブが行う事業の実施に当たり、施設管理者として協力し、事業実施に必要な業務を行うこと。
- (6) その他市長が特に必要と認めること。

※ 詳細は、別紙「武蔵村山市総合体育館管理業務仕様書」、「武蔵村山市体育施設（野山北公園プール除く。）・管理事務所管理業務仕様書」及び「武蔵村山市野山北公園プール管理業務仕様書」のとおり。

4 自主事業

指定管理者は、総合体育館等の設置の目的の達成に寄与し、市民サービスの向上に資すると認める事業を、一般利用者の施設の利用への影響に配慮しながら、自主企画し、又は共催して自主事業又は共催事業として実施することができる。ただし、あらかじめ市にその内容を提案し、承認を得た上で実施するものとする。また、自主事業等の実施に当たり、指定管理者は料金を徴収することができるものとするが、その額は、あらかじめ市と協議し、その承認を受けるものとする。

なお、応募の際企画・提案された指定予定期間の初年度における自主事業等については、実施の可否、徴収する料金の額等に関し、協定の締結の際、改めて協議するものとする。

5 管理運営の基準

- (1) 休館日・休場日

ア 総合体育館

総合体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(ア) 毎月の第1月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日((イ)に掲げる期間内にあるものを除く。)に当たるときは、その翌日とする。

(イ) 12月28日から翌年の1月3日までの日

イ 体育施設

体育施設(野山北公園プールを除く。)の休場日は、12月28日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市の承認を得て、休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

なお、野山北公園プールは、7月10日から8月31日までの間、開場する。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市の承認を得て、この期間を変更することができる。

(2) 開館時間・開場時間

ア 総合体育館

総合体育館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市の承認を得て、開館時間を変更することができる。

イ 体育施設

体育施設の開場時間は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市の承認を得て、開場時間を変更することができる。

施設	名称	開場時間
プール	野山北公園プール	午前10時から午後5時30分まで
運動場	総合運動公園運動場	午前9時から午後5時まで(4月、5月、9月及び10月は午前9時から午後6時まで、6月から8月までの間は午前9時から午後7時まで)
	野山北公園運動場	
野球場	雷塚公園野球場	午前9時から午後5時まで(4月、5月、9月及び10月は午前9時から午後6時まで、6月から8月までの間は午前9時から午後7時まで)
	大南公園野球場	
庭球場	雷塚公園庭球場	午前9時から午後5時まで(4月、5月、9月及び10月は午前9時から午後6時まで、6月から8月までの間は午前9時から午後7時まで)
	大南公園庭球場	
	三ツ木庭球場	

(3) 利用の許可等

指定管理者は、武蔵村山市総合体育館設置条例(平成14年武蔵村山市条例第17号)及び同条例施行規則(平成14年武蔵村山市規則第51号)、武蔵村山市体育施設設置

条例（昭和53年武蔵村山市条例第31号）及び同条例施行規則（平成20年武蔵村山市規則第18号）並びに武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成27年武蔵村山市規則第31号）の定めるところにより、総合体育館等の施設等の利用の許可又は不許可及び利用の取消し等を行う。

(4) 職員の配置基準

ア 総合体育館

指定管理者は、総合体育館の管理運営業務の履行と責任体制を確保し、総合体育館を安定して運営するため、必要な職員を配置するものとする。この場合において、次に掲げる職員は、必ず配置しなければならない。

(ア) 総合体育館の常勤の施設長（館長相当職） 1名

(イ) 総合体育館の施設長以外の常勤の指導者 1名以上

(ウ) 総合体育館内トレーニング室指導員 1名以上

ただし、トレーニング室に置く指導員は、文部科学省が認定する「スポーツプログラマー」、公益財団法人健康・体力づくり事業財団が認定する「健康運動実践指導者」等の公的な資格を有する者又は体育・スポーツ指導に関する有資格者でなければならない。

イ 体育施設

指定管理者は、体育施設の管理運営業務の履行と責任体制を確保し、体育施設を安定して管理運営するため、必要な職員を配置するものとする。この場合において、次に掲げる職員は、必ず配置しなければならない。

(ア) 常勤の管理運営責任者 1名

ただし、総合体育館の施設長が、体育施設の管理運営責任者を兼任することを妨げない。

(イ) 野山北公園プールの総括責任者 1名以上（プール開場期間に限る。）

ただし、総括責任者は、プール管理業務経験があり、水難救助に関する有資格証明書を有する者でなければならない。また、プール会場期間中、会場に常駐できるものとする。

(ウ) 大南公園体育施設管理事務所 1名

(5) 個人情報等の保護及び情報公開における指定管理者の責務

ア 個人情報等の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び武蔵村山市個人情報保護条例（平成元年武蔵村山市条例第30号）の規定を遵守し、個人情報の保護に関し適切な措置を講じなければならない。指定管理者が行う管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

イ 情報公開

指定管理者は、総合体育館等の管理業務に関する情報の公開を行うため、必要な措置を講じなければならない。このため、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）に準拠した規程を設けるものとする。

(6) 関係法令等の遵守

指定管理者は、次に掲げる法令、条例、規則及び本募集要項を遵守するものとする。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）

イ スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

ウ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法規

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）

オ 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）

カ 武蔵村山市総合体育館設置条例及び同条例施行規則

キ 武蔵村山市体育施設設置条例及び同条例施行規則

ク 武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同条例施行規則（平成17年武蔵村山市規則第38号）

ケ 個人情報の保護に関する法律及び同法施行令（平成15年政令第507号）

コ 武蔵村山市個人情報保護条例及び同条例施行規則（平成18年武蔵村山市規則第25号）

サ 武蔵村山市情報公開条例及び同条例施行規則（平成18年武蔵村山市規則第27号）

シ 武蔵村山市行政手続条例（平成9年武蔵村山市条例第11号）

ス 武蔵村山市環境基本条例（平成16年武蔵村山市条例第15号）

セ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）

ソ その他総合体育館等の管理業務に適用される法令等

6 管理運営に要する経費

指定管理者は、総合体育館等の管理運営に必要な経費を利用料金、自主事業、共催事業等の収入のほか、市が支払う指定管理料によって賄うものとする。

指定管理料の額は、応募者の提案事項とする。

(1) 利用料金制

ア 利用料金制の採用

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制を採用し、利用料金は、指定管理者の収入とする。

イ 利用料金の決定

利用料金は、条例に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市の承認を得て定めるものとする。

ウ 利用料金の減免

(ア) 指定管理者は、武蔵村山市総合体育館設置条例施行規則及び武蔵村山市体育施設設置条例施行規則で定めるところにより、利用料金を減免し、又は利用料金を減額して総合体育館施設個人使用券引換券（以下「引換券」という。）を販売することができる。

(イ) (ア)のほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、市の承認を得て、利用料金

を減免することができる。

- (ウ) (ア)若しくは(イ)の規定により利用料金を減免し、又は利用料金を減額して引換券を販売した場合において、当該減免し、又は減額した利用料金の額に相当する額を指定管理料として交付することはないので留意すること。

エ 利用料金の返還

指定管理者は、既納の利用料金を返還しないものとする。ただし、武蔵村山市総合体育館設置条例施行規則及び武蔵村山市体育施設設置条例施行規則に定める要件に該当するときは、返還することができる。なお、利用料金を返還するときは、既に收受した利用料金から支出するものとする。また、返還した額に相当する額を指定管理料として交付することはないので留意すること。

(2) 指定管理料の額

ア 指定管理料の額は、申請団体が算定して提案するものとし、提案された額を基本として、毎年度予算の範囲内で、支払の時期、手続等とともに、協定書で定めるものとする。

イ 指定管理料の算定上の留意事項

- (ア) 利用料金の額については、別紙「武蔵村山市総合体育館及び体育施設収支状況表」により推計し、収入として計上すること。

前指定管理者が令和4年度に收受した令和5年度分の利用料金については、明細を付して指定管理者に引き継ぐ。

また、指定予定期間の最終年度に收受した次年度分の利用料金は、次期指定管理者に引き継ぐことになるので留意すること。

- (イ) 飲料水等の自動販売機の売上手数料は、指定管理者の収入とする。

(3) 指定管理料の精算

指定管理料に不足又は剰余が生じても、原則として精算は行わない。ただし、修繕料については、原則として、各年度末に精算する。

(4) 経理方法

指定管理者は、指定管理業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分すること。なお、当該経費及び収入については、専用の口座で管理すること。

7 市と指定管理者の責任分担

市と指定管理者との責任分担は、概ね次の表のとおりとする。詳細については、協定の締結の際に定める。

項 目	市	指定管理者
総合体育館の管理運営（個人利用及び団体貸切利用受付、苦情処理、受付案内、設備及び物品等の貸出・設営等）及び体育施設の管理運営		◎
自主事業等の実施	○ (額の承認)	◎
総合体育館等の維持管理業務（清掃、施設保守点検、設備法定点検、日常的修繕、警備、樹木管理、健康遊具管理、駐車場管理、安全衛生管理、光熱水費支出等）		◎
総合体育館等の利用の許可、不許可、許可の取消し等（総		◎

合体育館施設利用者登録台帳への登録に関する事務を含む。)		
利用料金制に伴う料金徴収業務	○ (額の承認)	◎
災害時対応(待機連絡体制の確保、被害調査・報告、応急処置等) ※1	○ (指示等)	◎
災害復旧	◎	
施設設備等の大規模修繕(50万円以上)	◎	
備品管理 ※2		◎
利用者に対する賠償責任	◎	◎
包括的管理責任	◎	

※1 指定管理者は、利用者に対する第一次的な責任を有し、施設又は利用者が被災した場合は、迅速かつ適切に対応し、災害の拡大防止に努めるとともに、直ちに市に報告する義務を負う。

※2 市が配置した備品は、指定管理者が管理する。新規に購入を要する備品については、原則として指定管理者が調達し、購入に当たっては事前に市に報告すること。なお、指定管理者が調達した備品の帰属先については、別途協議する。

8 指定管理者による事業評価

指定管理者は、サービス水準の維持・向上の確認と評価のため、次に掲げるところにより自己評価を実施し、その結果を市に提出するものとする。なお、詳細については、協定書で定める。

(1) 利用者アンケート

利用者の意見や要望、利用者の満足度を把握するため、指定管理者が自らの責任と費用により、利用者アンケートを実施する。

(2) 施設運営に関する自己評価

次に掲げる区分に応じて、チェックシートにより自己評価を行う。

ア 業務の実施体制に関すること。

イ 業務の内容・水準に関すること。

ウ 経費の収支等に関すること。

(3) 利用者アンケート、自己評価の実施時期等

次に掲げる区分に応じて、それぞれに定めるところにより実施するものとする。

ア 利用者アンケート 半期に1度

イ 施設運営に関する自己評価 半期に1度

第3 公募及び申請

1 公募の日程

内 容	期 日
募集要項の公表及び配布	令和4年7月1日(金)～ 令和4年7月14日(木)
現場説明会・施設案内会	令和4年7月7日(木)
質問書の受付	令和4年7月1日(金)～ 令和4年7月14日(木)
質問書への回答	令和4年7月29日(金)
申請の受付	令和4年8月8日(月)～

	令和4年8月18日(木)
第1次審査(書類審査)	令和4年9月中旬(予定)
第1次審査結果通知	令和4年9月中旬(予定)
第2次審査(プレゼンテーション)	令和4年10月中旬(予定)
選定結果の通知及び公表	令和4年10月中旬(予定)
市議会による指定議決	令和4年12月(予定)
指定管理者の指定	令和4年12月(予定)
市と指定管理者との協議	令和5年1月～3月
協定書の締結	令和5年3月

2 募集及び申請の手続

(1) 募集要項の公表及び配布

ア 公表・配布期間 令和4年7月1日(金)～7月14日(木)(土・日曜日を除く。)まで。

イ 公表・配布方法 武蔵村山市教育委員会教育部スポーツ振興課(武蔵村山市役所第二庁舎2階)及び市ホームページにおいて募集要項を公表、配布する。

(2) 現場説明会・施設案内会の開催

総合体育館の現状、指定管理者が行う業務、申請方法等について、次のとおり現場説明会を開催し、終了後、施設案内会を開催する。

ア 日 時 令和4年7月7日(木)
受 付 午前9時30分から
開 会 午前10時

イ 場 所 総合体育館会議室
住 所 〒208-0031 武蔵村山市岸三丁目45番地の6
総合体育館2階
電 話 042-520-0082

ウ 申込方法 現場説明会・施設案内会参加申込書(指定様式1)に必要事項を記入の上、7月6日(水)の午後5時までに、武蔵村山市教育委員会教育部スポーツ振興課(武蔵村山市役所第二庁舎2階)に持参又はファクシミリ、電子メールで申し込むものとする。

住 所 〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1
電 話 042-565-1111(内654)
ファクシミリ 042-566-2619
電子メール sports@city.musashimurayama.lg.jp

エ その他 申請予定団体は、必ず説明会に参加すること。参加していない団体からの申請は受け付けない。共同企業体で申請する場合は、構成員となる団体全てが参加しなければならない。参加人数は、各団体2名以内とする。

(3) 質問書の受付及び回答

申請に当たって質問がある場合は、次のとおり質問書を受け付け、回答する。

ア 受付期間 令和4年7月1日(金)から7月14日(木)まで

イ 送付方法 武蔵村山市総合体育館・体育施設指定管理者募集に係る質問書（指定様式2）を持参し、又はファクシミリ若しくは電子メールで送付するものとする。電話又は口頭では受け付けない。

ファクシミリ 042-566-2619

電子メール sports@city.musashimurayama.lg.jp

ウ 回答方法 回答は、原則として令和4年7月29日（金）までに、市ホームページ上で公表するとともに、質問のあった団体に対し、ファクシミリ又は電子メールにより行う。

(4) 申請の受付

ア 受付期間

令和4年8月8日（月）から同年8月18日（木）（土・日曜日・祝日を除く。）までの午前9時から午後5時まで。

イ 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部スポーツ振興課（武蔵村山市役所第二庁舎2階）

住 所 〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電 話 042-565-1111（内654）

ウ 提出方法

持参して提出すること。

郵送、ファクシミリ、電子メール等による提出は認めない。

※ 選定結果通知書を送付するため、送付先を明記し、簡易書留郵便相当の430円分の切手を貼付した角型2号封筒を1部提出すること。

エ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）。ただし、指定管理者候補者として選定された団体は、後日、7部追加して提出する。

(5) 応募資格等

ア 応募資格

総合体育館等又はこれに類する施設における管理業務の実績を有する法人その他の団体（法人格の有無は問わず、共同事業体も可とする。）であって、東京都のうち区部を除く地域に本店、支店、営業所又は事務所を有するものとする。

イ 応募制限

法人その他の団体又はその代表者が次に掲げる事項のいずれかに該当する団体は、応募することができない。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続を開始している法人

(イ) 役員に破産者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいるもの

(ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市において一般競争入札等の参加を制限されているもの

- (エ) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- (オ) 地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの
- (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はそれらの利益となる活動を行うもの
- (キ) 国税又は地方税を滞納しているもの

ウ 共同事業体による応募

- (ア) 複数の団体が共同事業体を構成して応募する場合は、あらかじめ定めた代表団体がその手続を行うものとする。
- (イ) 単独で応募した団体は、共同事業体の代表団体又は構成団体になることはできないものとし、複数の共同事業体において、同時に代表団体又は構成団体になることもできないものとする。ただし、申請の受付期間内であれば、応募を辞退する旨を届け出た後に、新たに応募することができる。
- (ウ) 共同事業体により応募した後においては、当該共同事業体の代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めない。
- (エ) 応募する団体に必要な資格要件は、原則として共同事業体の代表団体及び全ての構成団体について適用する。

(6) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（第1号様式）

※ 共同事業体による応募の場合は、申請者欄に共同事業体の名称等を補記すること。

イ 事業企画書（5年間）（指定様式3）

ウ 収支予算書（5年間）（指定様式4）

エ 共同事業体に関する書類

※ 共同事業体による応募の場合に提出すること。

- (ア) 共同事業体協定書兼委任状（指定様式5）
- (イ) 共同事業体構成員表（指定様式6）
- (ウ) 各構成団体の業務分担等詳細な事項を定めた共同事業体協定書

オ 添付書類

※ 共同事業体による応募の場合は、代表団体及び全ての構成団体について提出すること。

- (ア) 定款、寄附行為又はこれらに類するもの
 - (イ) 法人の登記事項証明書（法人の場合）
 - (ウ) 総合体育館等又は類似施設の管理業務実績（指定様式7）
 - (エ) 貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの（直近3年間）
 - (オ) 法人等の概要（指定様式8）
- ※ 団体の組織、沿革、様式に記載しきれない事項等は任意の書類を添付する。
- (カ) 営業報告書（事業報告書）又はこれに類するもの（直近1年間）
 - (キ) 市税、都税、法人税、消費税及び地方消費税の各納税証明書（直近1年間）

- (ク) 就業規則又はこれに準ずる定め
 - (ケ) 指定管理者の指定申請誓約書（指定様式9）
- (7) 留意事項
- ア 虚偽又は不正の記載
申請書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、失格とする。
 - イ 応募の辞退
申請書類の提出後に応募を辞退する場合は、書面にて辞退届（様式任意）を提出すること。
 - ウ 接触の禁止
申請団体は、本件について関係する市職員及び選定委員会委員と接触（現場説明会・施設案内会、申請書の提出、第二次審査における質疑応答等、正当な行為を除く。）してはならない。
市は、申請団体による接触の事実が認められた場合には、当該団体を失格させ、又は指定管理者の指定を取り消すことができる。
 - エ 申請書類の取扱い
 - (ア) 申請書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
 - (イ) 申請書類の著作権は、申請団体に帰属する。ただし、指定管理者候補者に選定された団体の申請書類については、指定管理者の指定に係る議案の説明資料（添付書類を除き公表扱い）として、個人情報を除き、公開となるほか、施設の管理内容の公表その他市が必要と認める場合には、その全部又は一部を無償で使用できるものとする。
 - (ウ) 申請書類は、武蔵村山市情報公開条例の規定に基づき開示することがある。
 - (エ) 事業計画書及び収支予算書の提出後は、その内容を変更し、又は追加することはできない。

第4 指定管理者候補者の選定

1 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、外部の有識者を含む武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例等の規定による選定基準に基づき、提出された申請内容及びプレゼンテーションの二段階による審査を行い、最も評点が高い団体を指定管理者候補に選定する。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された申請書類により、全ての申請団体について審査を行い、原則として複数の団体を選定する。

審査結果については、全ての申請団体に通知する（令和4年9月中旬を予定）。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

ア 第1次審査通過団体について、提出された事業計画書等をもとにプレゼンテーショ

ン及び質疑応答を行い、指定管理者候補者を1団体選定する（詳細は、第1次審査通過団体に対し、後日連絡する。）。

イ プレゼンテーションには、申請団体の社員以外は参加できない。会場入室前に申請団体の社員であることを社員証等で確認する。

ウ プレゼンテーションには、施設長候補者を出席させること。

(3) 選定結果の通知等

武蔵村山市教育委員会は、選定委員会の選定結果に基づき、指定管理者候補者を選定する。

選定結果については、全ての申請団体に通知するとともに、指定管理者候補者の名称を公表する。

2 選定基準

(1) 適正な管理運営が確保されるものであること。 (25点)

ア 団体の経営方針、経営理念が総合体育館等の管理運営にふさわしいものか。

イ 市民の平等な利用が見込めるか。

ウ 施設利用者の増加のための取組みは積極的か。

エ 管理運営業務全般について、自らチェック・評価する仕組みは適切か。

オ 情報公開、個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。

(2) 総合体育館等の効用を効果的に発揮させるものであること。 (25点)

ア 利用促進に向けた取組みは適切か。

イ 利用者に対するサービス向上策は適切か。

ウ 利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。

エ 苦情受付及び危機管理(防災、防犯、その他緊急時の対応)体制が整備されているか。

オ 自主事業の計画内容は適切か。

(3) 管理運営の効率化を図るものであること。 (20点)

ア 総合的に収支予算(5年間)が適切で、管理運営の効率化が図られる見込みがあるか。

イ 経費節減のための方策は適切か。

ウ 収入増加のための方策は適切か。

エ 管理運営経費の設定は適切か。

(4) 管理運営を安定して行う能力を有するものであること。 (20点)

ア 法人等の経営・財務状況は健全か。

イ 施設の管理業務に係る職員体制(基本方針、人員配置、採用・研修計画等)は十分なもののか。

ウ 指定管理業務のうち第三者に行わせる業務の範囲は適切か。

エ 体育・スポーツ活動の普及・支援に関する実績又は類似施設の管理運営実績は良好か。

(5) 施設運営に対する熱意があり、体育、スポーツ及びレクリエーションを通じて、地域振興に積極的な役割を果たすものであること。 (10点)

ア 市、スポーツ団体等との連携・協力により地域の活性化が期待できるか。

イ 施設運営及びスポーツイベントにおける市内事業者の活用が期待できるか。

第5 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者候補者に選定された団体は、令和4年第4回市議会定例会（予定）での議決を経て、正式に指定管理者として指定される（令和4年12月を予定）。

2 協定の締結

市は、指定管理者の指定後、指定管理者と総合体育館等の施設の管理業務に関する細目の事項を協議の上、指定期間全体に関する基本的事項を定めた「基本協定」及び年度ごとの指定管理料等を定めた「年度協定」を締結する。

なお、事業計画書において提案された内容の可否については、協定を締結する際に改めて協議するものとする。

(1) 基本協定の主な項目

- ア 指定期間に関する事項
- イ 施設及び備品に関する事項
- ウ 事業計画に関する事項
- エ 事業報告及び業務報告に関する事項
- オ 事業評価に関する事項
- カ 個人情報の取扱いに関する事項
- キ 損害賠償に関する事項
- ク 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ケ 業務の引継ぎに関する事項
- コ その他必要な事項

(2) 年度協定の主な項目

- ア 当該年度の事業実施に関する事項
- イ 指定管理料に関する事項
- ウ 修繕料に関する事項
- エ その他必要な事項

3 留意事項

(1) 指定の取消し

市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(2) 管理業務の継続が困難となった場合

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合は、市はそ

の指定を取り消すことができる。この場合において、指定管理者は、市に生じた損害について賠償するものとする。

イ 指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことができない事由により管理業務の継続が困難となった場合は、その継続の可否について両者協議の上、市はその指定を取り消すことができる。

(3) 協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合

市及び指定管理者は、双方が誠意を持って協議するものとする。

(4) 施設等の変更及び原状回復

指定管理者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を受けたときは、この限りでない。また、指定期間が終了したとき又は指定を取り消されたとき等は、施設等を直ちに原状に回復するものとする。

(5) 業務の引継ぎ等

ア 指定管理者は、協定の締結後、速やかに業務引継ぎ、研修等の事前準備を行うものとする。なお、事前準備に要した費用は、指定管理者の負担とする。

イ 指定期間の終了又は指定の取消しにより次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、総合体育館等の管理運営に支障がないよう、円滑な引継ぎに協力し、必要な資料等について提供するものとする。

(6) 第三者への委託の禁止

指定管理者は、管理業務を自ら行うことを原則とし、一括して第三者に委託することはできない。ただし、清掃、警備等の個別の業務については、市の承認を得て第三者に委託することができる。

(7) 各種保険への加入

指定管理者は、施設賠償責任保険等必要な保険に加入するものとする。

(8) 施設予約システム

指定管理者は、市が導入した武蔵村山市公共施設予約システムにより、施設の利用許可、予約管理等を行うものとし、当該システムを運用する端末は市が用意し、指定管理者が管理する。

2 選定委員会設置要綱

○武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年武蔵村山市条例第20号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため、武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとする公の施設（以下「当該公の施設」という。）ごとに置くものとする。ただし、武蔵村山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、複数の当該公の施設について一の選定委員会を置くことができる。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、条例第2条の規定による公募に応じて条例第3条の規定による申請をした団体（以下「申請団体」という。）のうちから最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定し、教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員7人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 教育長の職にある者

(2) 企画財政部長の職にある者

(3) 教育部長の職にある者

(4) 当該公の施設の所管部長の職にある者。ただし、その者が前号に掲げる者と同一の者であるときは、当該公の施設の所管課長の職にある者とする。

(5) 当該公の施設の管理に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する3人の者
一部改正〔平成20年教委訓令（甲）4号〕

(委員長)

第4条 選定委員会に委員長を置き、前条第2項第1号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 選定委員会の会議は、非公開とする。

3 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(説明の聴取)

第6条 選定委員会は、指定管理者の候補者の選定に必要と認めるときは、申請団体の代表者又はその関係者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(任期)

第7条 第3条第2項第5号の委員の任期は、当該公の施設に係る指定管理者が指定された日をもって満了する。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、当該公の施設を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

3 選定委員会委員

○武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会委員名簿

氏 名	区 分	備 考
いけや 池谷 光二	教育長の職にある者 (要綱第3条第2項第1号該当)	委員長
かみこ 神子 武己	企画財政部長の職にある者 (要綱第3条第2項第2号該当)	
もろほし 諸星 裕	教育部長の職にある者 (要綱第3条第2項第3号該当)	委員長職務代理者
とりうみ 鳥海 純子	施設の所管課長の職にある者 (要綱第3条第2項第4号該当)	
いわせ 岩瀬 成朋	施設の管理に関し識見を有する者 (要綱第3条第2項第5号該当)	
みずはら 水原 由明		
やまもと 山本 和輝		

(順不同：敬称略)

4 選定委員会選定要領

○武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定要領

令和4年9月14日

選定委員会決定

第1 趣旨

この要領は、武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成19年武蔵村山市教育委員会訓令（甲）第1号。以下「要綱」という。）により設置する武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における指定管理者の候補者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 総則

1 選定の対象施設

武蔵村山市総合体育館及び体育施設

2 選定委員会の委員

選定委員会の委員は、要綱第3条第2項の規定により、次の表に掲げるとおりとする。

氏名	区分	備考
いけや 池谷 光二	教育長の職にある者 (要綱第3条第2項第1号該当)	教育長
かみこ 神子 武己	企画財政部長の職にある者 (要綱第3条第2項第2号該当)	企画財政部長
もろほし 諸星 裕	教育部長の職にある者 (要綱第3条第2項第3号該当)	教育部長
とりうみ 鳥海 純子	施設の所管課長の職にある者 (要綱第3条第2項第4号該当)	教育部 スポーツ振興課長
いわせ 岩瀬 成朋	当該公の施設の管理に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する3人の者 (要綱第3条第2項第5号該当)	税理士・東京税理士会立川支部
みずはら 水原 由明		公益財団法人日本スポーツ施設協会
やまもと 山本 和輝		学校法人東京経済大学

3 選定の基準

選定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 適正な管理運営が確保されるものであること。
- (2) 総合体育館等の効用を効果的に発揮させるものであること。
- (3) 管理運営の効率化を図るものであること。

- (4) 管理運営を安定して行う能力を有するものであること。
- (5) 施設運営に対する熱意があり、体育、スポーツ及びレクリエーションを通じて、地域振興に積極的な役割を果たすものであること。

第3 審査及び選定

1 指定管理者の候補者の選定

選定委員会は、武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年武蔵村山市条例第20号）第2条の規定による公募に応じて同条例第3条の規定による申請をした団体（以下「申請団体」という。）のうちから最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定する。

2 審査及び選定の方法

(1) 通則

選定は、申請団体の名称を明らかにした上で、当該団体から提出された申請書、事業計画書その他の書類（以下「提出書類」という。）の内容により審査し（以下「1次審査」という。）、1次審査通過団体による提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション（以下「2次審査」という。））及び質疑応答をもとに選定する2段階審査により行う。

(2) 説明（プレゼンテーション）

各申請団体からそれぞれ30分以内で提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション）を受け、その後、10分程度の質疑応答を行う。

(3) 審査基準

審査は、募集要項第4の2の選定の基準を踏まえて別に定める指定管理者候補者審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき、各項目について5段階評価により1点から5点までの点数を付すことにより行う。

(4) 審査及び選定の手続

1次審査通過団体による説明（プレゼンテーション）の終了後、各委員は審査基準に基づき個別に審査及び採点を行う。

各委員の採点を審査基準の項目ごとに集計した点数を委員の数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入する。以下「評点」という。）の合計が過半点以上の申請団体を指定管理者の候補者として選定する。ただし、評点の合計が過半点に満たない場合又は評点の小計のいずれかが満点の10分の3に満たない場合は、失格とする。